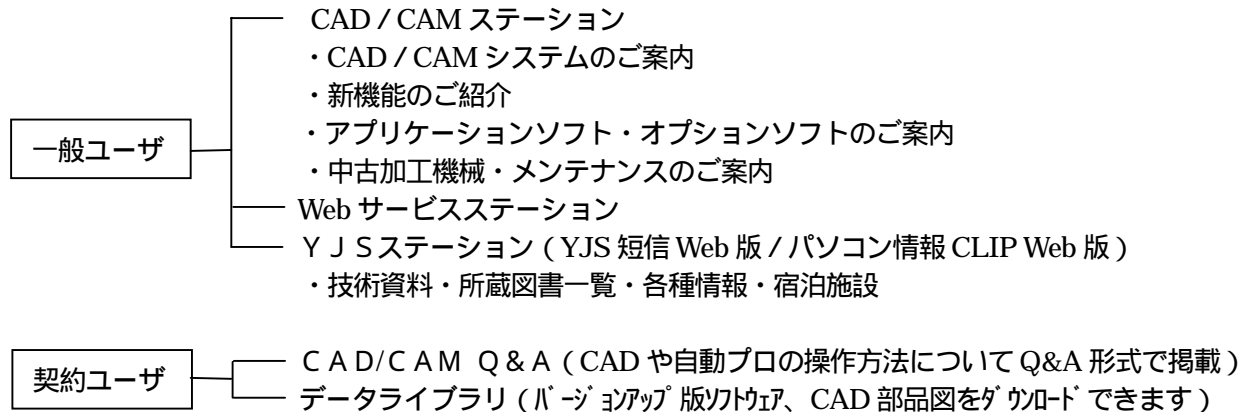


《Y J S N E Tのご紹介》 <http://www.yjsnet.co.jp/>

Y J S N E Tは、Y J Sの各種コンピュータシステムをご使用のお客様とY J Sスタッフ、そしてお客様同士がコミュニケーションを交わし、ニュースとサービスに関する情報を満載した情報ネットワークです。コンピュータシステムのアプリケーションの紹介や最新のバージョン情報を掲載し、新しくリリースされた新製品の紹介、ソフトウェアのダウンロードも可能です。保全契約の御契約のお客様には、I Dとパスワードをお渡しし、スペシャル情報をG E Tすることも出来ます。



Y J S N E Tを御利用いただきたいお客様

1. Y J Sソフトウェアを御利用中のお客様
2. Y J Sのソフトウェア保全契約を結んでいただいているお客様
3. ホームページのリンク掲載を希望のお客様  
お仕事の情報交換・オペレータ同志の交流の場として御利用ください。

リンク先 ホームページの一例



『伊藤プレス型製作所』 『ウシオ精工』 『共栄プレス工業』 『養老技術センター』 『ジンノ』

保全契約をご希望される方は、YJS 技術センター (TEL : 0568-65-1605 渡辺) までご連絡ください。新規ご契約のユーザ様には、インターネット接続手続きのお手伝いを致します。

YJS ホームページ

Y J S ホームページ : <http://www.yjsnet.co.jp>  
Y J S Online Shop : <http://www.yjsnet.jp>

(V.2007-02-07)

《製造》株式会社 ワイジェーエス

本 社 〒484-0061 愛知県犬山市前原向屋敷 95-171  
技術センター 〒484-0061 愛知県犬山市前原向屋敷 50-6  
T E L (0568) 65-1605 / F A X (0568) 65-1608

《販売》ワイジェーエス販売株式会社

〒465-0025 愛知県名古屋市名東区上社 2-190  
T E L (052) 778-1181 / F A X (052) 778-1182

URL:<http://www.yjsnet.co.jp> / E-mail:[info@yjsnet.co.jp](mailto:info@yjsnet.co.jp)

# ソフトウェア保全契約書

\_\_\_\_\_ (以下『甲』という)と 株式会社 ワイジェーエス (以下『乙』)とは、  
『JAPT 2M/X』(以下「YJSシステム」という)に対するソフトウェアの保全サービスの提供に関し、以下の通り契約する。

## (契約の目的)

第1条 乙は甲に対し、以下の契約条項に基づいて、YJSシステムに関するソフトウェアの保全サービスを提供することを約し、甲は乙に対し、その対価を支払うことを約す。

## (保全サービス)

第2条 乙は甲に対し、本契約の有効期間中、以下のソフトウェアの保全サービスを提供する。

- 1) ソフトウェアの改良
  - 2) オペレートマニュアルの改訂
  - 3) 機器オペレートに関する技術協力
  - 4) 周辺技術相談の実施
2. 標準保全サービスは、YJSシステムの最新版ソフトウェアを対象とする。
3. インターネットによるYJSのホームページ「YJSNET」において、YJSシステムのソフトウェアの改良や最新の情報を提供するとともに契約ユーザ専用の技術相談フォーラムに参加することができる。

ID No. : \_\_\_\_\_

パスワード : \_\_\_\_\_

## (保全サービスの時間帯)

第2条 乙が甲に提供する保全サービスは、第2条の3を除き原則として乙の営業時間内に行なうものとする。

- 1) 営業時間は平日の8時30分から17時
- 2) 甲の設置場所へ出張の必要が生じた場合の出張経費は実費甲の負担とする

## (改良及び補修)

第4条 乙は、使用上の便益や効率などの向上のため、YJSシステムの改良を行なうことができる。

2. 甲に提供されたソフトウェアに関し、本契約の有効期間中に乙所定の仕様通りでないことが発見された場合、乙は速やかにその対応方法または解決予定時期を甲に連絡する。

## (資料の補修)

第5条 第4条に定める保全サービスの実施等に起因して、オペレートマニュアル等資料の改訂を行なった場合、乙は甲に改訂資料を提供する。

(技術協力)

第6条 第4条の定めにより、改良ソフトウェアが提供された場合、乙は速やかにそのインストール及びオペレート指導を行なうものとし、この技術協力を行なう。

(技術相談)

第7条 甲は乙に対し、本契約の有効期間中、ソフトウェアの使用等における技術相談を求めることができる。技術相談は、原則として電話又は書面によるものとする。

(対価)

第8条 標準保全サービスの対価は、126,000円を年額(消費税込み)とする。  
2. 支払方法は、保全開始後1カ月以内に乙の指定する銀行口座宛、現金で一括振込むものとする。

(対価その他契約の変更)

第9条 乙は甲に対し、1カ月前までに書面で通知することにより、標準保全サービスの対価を変更することができる。  
2. 保全サービス開始1年後以降、甲は乙に対し、1カ月前までに書面で通知することにより、本契約を解約することができるものとする。  
3. 甲乙は、第1項及び第2項に定める場合を除き、本契約の条項を変更したいときは、双方協議してこれを決定する。  
4. 甲は、購入システムを手離した場合、本契約は該当月をもって解約することとする。

(契約の期間)

第10条 本契約は、契約締結日から発効し、第9条の規定による解約時を除き自動的に1年間継続するものとする。

(付則)

第11条 本契約に関し疑義が生じた場合、もしくは甲乙間に紛争が生じた時は、甲乙協議し誠意をもってこれを解明解決する。  
2. 本契約に係わる甲乙間の通知は、書面をもって行なう。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名捺印のうえ、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲

印

乙 株式会社 **ワイジェーエス**  
技術センター 〒484-0061 犬山市大字前原字向屋敷 50-6 印  
TEL:0568(65)1605 / FAX:0568(65)1608  
本社 〒484-0061 犬山市大字前原字向屋敷 95-171

# ソフトウェア保全契約



ソフトウェア保全契約に基づき、お使いいただくYJSの提供ソフトウェアの保全サービスが受けられます。

YJSNETメンバーとして、登録証であるID番号・パスワードをお渡し致します。

YJSNETメンバー専用のページをご覧いただける他、メンバー間でのコミュニケーションに参加できます。

YJSの保有する書籍・文献・資料の貸し出しを受けられます。



「YJSNEWSの一例」



「YJSめるまがの一例」



「YJSNET」

YJSNET

URL:<http://www.yjsnet.co.jp/>

(V.2007-02-07)

《製造》株式会社 **ワイジェーエス**

本社 〒484-0061 愛知県犬山市前原向屋敷 95-171  
技術センター 〒484-0061 愛知県犬山市前原向屋敷 50-6  
TEL (0568) 65-1605 / FAX (0568) 65-1608

《販売》ワイジェーエス販売株式会社

〒465-0025 愛知県名古屋市名東区上社 2-190  
TEL (052) 778-1181 / FAX (052) 778-1182  
URL:<http://www.yjsnet.co.jp/> / E-mail:[info@yjsnet.co.jp](mailto:info@yjsnet.co.jp)

仕様は予告無く変更される場合がありますので御了承下さい。詳しくはお問合せください。資料を送ります。